

# 平成20年度 総務省重点施策

平成19年8月  
総務省

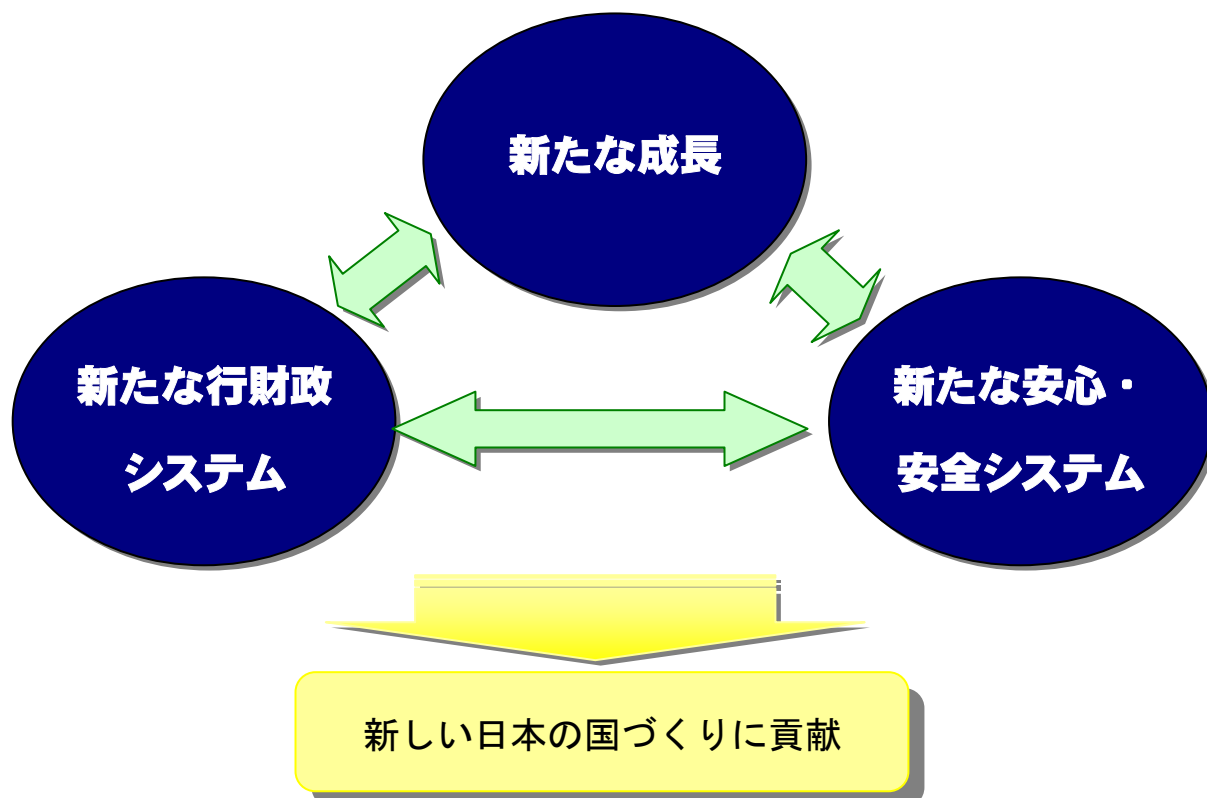
# 目 次

<b>I</b>	<b>21世紀型行財政システムの構築</b>	<b>5</b>
	<b>1. 行政改革等の推進</b>	<b>5</b>
	(1) 行政組織等の減量・効率化や見直しの推進	5
	(2) 行政評価等による行政制度・運営の改善	6
	(3) 行政の透明性の向上と信頼性の確保	7
	(4) 公務員制度改革の推進	7
	(5) 電子政府・電子自治体の推進等	8
	(6) 新たな郵政行政の展開	9
	<b>2. 地方分権の推進</b>	<b>10</b>
	(1) 新たな地方分権改革の推進	10
	(2) 市町村合併の推進とその後の新たな基礎自治体像の構築等	10
	<b>3. 元気のある地域づくり</b>	<b>12</b>
	(1) 地域の活性化	12
	(2) 地域のユビキタスネット化等の促進	13
<b>II</b>	<b>ICT分野の国際競争力強化</b>	<b>14</b>
	(1) 国際競争力強化	14
	(2) ICT分野の構造改革の促進	14
	(3) 情報通信に係る国際戦略体制の抜本的強化	15
	(4) 完全デジタル化に向けたユビキタスネットワークの整備	15
	(5) ICT利活用の高度化、利用環境整備	15
	(6) 技術戦略の推進	16
<b>III</b>	<b>経済社会の基盤としての安心・安全の確立</b>	<b>17</b>
	<b>1. 国民の安心・安全の確保</b>	<b>17</b>
	(1) 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化	17
	(2) 消防防災・危機管理体制の強化	17
	(3) 火災予防対策等の積極的推進・消防防災科学技術の向上	18
	(4) 地域防災力の強化・救急救命の充実と高度化	18
	(5) ICTを活用した安心・安全な社会の実現	18
	(6) 受給者の生活を支える恩給の支給	19
	(7) 統計の体系的な整備・提供	19
	<b>2. 年金記録への信頼回復</b>	<b>20</b>
	(1) 年金記録の確認	20
	(2) 年金記録問題への対応策や社会保険庁改革の進捗状況の監視等	20

## 平成20年度総務省重点施策

- 総務省は、国民が身近なところで快適な生活を実感できるための行政を力強く推進し、①新たな成長、②新たな行財政システム、③新たな安心・安全システムを構築することにより、新しい日本の国づくりに貢献する。
  - ・ 21世紀型行財政システムの構築を目指し、行政組織等の減量・効率化等の推進によって、社会経済情勢の変化に対応したスリムで効率的な政府を実現するとともに、地方分権改革によって、国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。
  - ・ 「地域の活力なくして国の活力なし」の考え方のもと、地域が活力を持ち、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう地域の活性化のための支援を行う。
  - ・ 我が国経済を牽引するICT産業の国際競争力を強化するとともに、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」つながるユビキタスネット社会の実現を図る。
  - ・ 社会経済の基盤としての安心・安全を確立するため、総合的な消防防災対策等を推進するとともに、年金記録に対する国民の信頼回復を図る。
- 平成20年度は、このような基本的考え方に基づき、以下の重要政策課題に重点的に取り組む。

国民が身近なところで快適な生活を実感できるための行政を推進



### 平成 20 年度重点施策

- I 21 世紀型行財政システムの構築
  - 1. 行政改革等の推進
  - 2. 地方分権の推進
  - 3. 元気のある地域づくり
- II ICT 分野の国際競争力強化
- III 経済社会の基盤としての安心・安全の確立
  - 1. 国民の安心・安全の確保
  - 2. 年金記録への信頼回復

# 平成20年度総務省重点施策（概要）

## I 21世紀型行政システム構築

### 1. 行政改革等の推進

- (1) 行政組織等の減量・効率化や見直しの推進
  - 18年度以降の5年間で▲5.7%以上の国の行政機関の定員純減を確保
  - 国の行政機関と同程度の定員純減など地方公務員等の公務員人件費改革へ向けた取組の推進
- (2) 行政評価等による行政制度・運営の改善
  - 経済財政諮問会議との連携強化により効果的な政策評価の実施を推進
- (3) 行政の透明性の向上と信頼性の確保
  - 審理の客観性・公正さの確保及び迅速化等を図るための行政不服審査法改正に向けた検討
- (4) 公務員制度改革の推進
  - 能力・実績主義に基づく人事管理の確立を推進
- (5) 電子政府・電子自治体の推進等
- (6) 新たな郵政行政の展開
  - 郵政民営化の確実かつ円滑な実施（民営化会社に対する適切な監督業務等）

### 2. 地方分権の推進

- (1) 新たな地方分権改革の推進
  - 国と地方の役割分担の見直し等を行うための「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向けた取組
  - 税源移譲を含めた税源配分の見直しを行い、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実／地方間の税源の偏在の是正／「ふるさと納税」の実現
- (2) 市町村合併の推進と今後の新たな基礎自治体像の構築等
  - 合併新法等に基づく合併支援及び旧法下で合併した市町村に対する着実な支援

### 3. 元気のある地域づくり

- (1) 地域の活性化
  - 地域の活力の創出を支援する組織を新設するとともに、「頑張る地方応援プログラム」により、地域の活性化を推進し、新たに地域人材の活性化・育成を支援
  - 地域コミュニティの活性化と、都市・農山漁村の教育交流の促進
- (2) 地域のユビキタスネット化等の促進
  - ユビキタス・コミュニティ構想による地域再生

## II ICT分野の国際競争力強化

- (1) 国際競争力強化
  - 「ICT国際競争力強化プログラム」の実施
  - 平成20年1月を目標に「ユビキタス特区」を創設し、同特区に関する要望を募集
  - ASP、SaaS等の普及促進のための環境整備等

### (2) ICT分野の構造改革の促進

- 研究会において、通信・放送の総合的な法体系的な基本的枠組みの骨子を提示（12月目途）
- 「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」を次期通常国会に向けて検討

### (3) 情報通信に係る国際戦略体制の抜本的強化

- スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、総合戦略及び国際競争力強化を積極的に推進する局を新設

### (4) 完全デジタル化に向けたユビキタスネットワークの整備

- 情報通信基盤整備の支援、地上デジタル放送への移行完了のための送受信環境整備等

### (5) ICT利活用的高度化、利用環境整備

- 迷惑メール対策について、次期通常国会への法案提出も含め全般的に検討

### (6) 技術戦略の推進

## III 経済社会の基盤としての安心・安全の確立

### 1. 国民の安心・安全の確保

- (1) 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化
  - 緊急消防援助隊の充実と部隊運用の強化
- (2) 消防防災・危機管理体制の強化
  - 市町村の広域消防運営計画作成の促進・支援等により、消防の広域化を積極的に推進
- (3) 火災予防対策等の積極的推進・消防防炎科学技術の向上
  - 危険物施設の事故に係る原因調査・安全対策の充実強化
- (4) 地域防災力の強化・救急救命の充実と高度化
  - 消防団、自衛消防組織及び自主防災組織等の活性化による地域防災力の強化
- (5) ICTを活用した安心・安全な社会の実現
- (6) 受給者の生活を支える恩給の支給
- (7) 統計の体系的な整備・提供
  - 新統計法に基づく統計制度改革を推進し、社会経済の変化に対応した統計を整備・提供

### 2. 年金記録への信頼回復

- (1) 年金記録の確認
  - 年金記録の訂正に関し、年金記録確認第三者委員会において国民の立場に立った公正な判断を行い、社会保険庁に対するあつせんを実施
- (2) 年金記録問題への対応策や社会保険庁改革の進捗状況の監視等
  - 年金業務・社会保険庁監視等委員会において、年金記録問題への対応策や社会保険庁の業務実施状況について監視等を実施



# I 21世紀型行財政システムの構築

## 1. 行政改革等の推進

- ・ 「簡素で効率的な政府」を実現するため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法）等に定められた行政改革の重要課題を積極的に推進し、国・地方を通じた財政の立て直しに資するとともに、行財政運営の改善・透明化等を図る。
- ・ 電子政府・電子自治体の推進により、国民の利便性・サービスの向上、行政運営の簡素化・効率化、信頼性及び透明性の向上を図るとともに、ICTを活用した住民参画の促進等、地域協働を推進する。
- ・ 郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。

### (1) 行政組織等の減量・効率化や見直しの推進

#### <国>

##### 【施策の方向性】

- ・ 平成18年度以降の5年間で国の行政機関の定員の5.7%以上を純減するという政府目標（「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定））の確実な達成に向けて、業務の大胆かつ構造的な見直し及び厳格な定員管理を行うとともに、地方支分部局等の見直しやICT化による業務のスリム化を進め、総人件費総額の削減に寄与する。
- ・ 定員の純減に当たっては、配置転換や採用抑制等により職員の雇用確保を図りつつ、円滑な推進を図る。
- ・ 社会経済情勢等を勘案し、独立行政法人の業務のうち必要性が乏しくなった事務・事業を廃止あるいは民営化し、また、時宜に応じた業務運営に改めるなどの措置を講じる。
- ・ 公益法人に対する適正な指導監督の徹底等により、業務運営の適正化・透明化を図るとともに、内閣府公益認定等委員会事務局等と連携して、現行公益法人の新制度への円滑な移行を促進する。

##### 【具体的施策】

- 業務の大胆かつ構造的な見直し及び厳格な定員管理により、平成18年度以降の5年間で5.7%以上の純減を確保
- 地方支分部局等の見直し、ICT化による業務のスリム化等の推進
- 各府省での平成19年度以降4年間の採用抑制、約3,000人の配置転換を推進
- 「独立行政法人整理合理化計画」に基づく法人の着実な見直しの促進、平成21年度末に中期目標期間が終了する国立大学法人等の見直し
- 公益法人のガバナンス確保、ディスクロージャー充実、新会計基準の普及促進
- 公益法人役員への公務員の再就職ルールの徹底

## <地方>

### 【施策の方向性】

- ・ 各地方公共団体における地方行革の実施状況等について、他団体と比較可能な形で公表するなど、集中改革プラン等に基づく自治体改革を着実に進める。
- ・ 地方公共団体における資産・債務管理、費用管理、財務情報のわかりやすい開示に資するための地方公会計改革、行革推進法、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）等を踏まえた公務員人件費改革、公共サービスの質の維持向上及び経費節減を図るため市場化テスト等を活用した公共サービス改革等を推進する。

### 【具体的施策】

- 各地方公共団体における地方行革の実施状況等について、他団体と比較可能な形で公表
- 資産・債務の管理等に資する財務書類の開示等、地方公会計改革の推進
- 国の行政機関と同程度の定員純減など地方公務員等の公務員人件費改革へ向けた取組の推進
- 技能労務職員の給与等の情報開示の徹底と総合的な点検の実施の要請など、地域の民間給与のより一層の反映の推進
- 市場化テスト等の活用の要請

## （2）行政評価等による行政制度・運営の改善

### 【施策の方向性】

- ・ 政策評価の機能の発揮に向け、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。
- ・ 重点的かつ計画的な行政評価・監視の実施に取り組むとともに、国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について機動的に行政評価・監視を実施することにより、行政制度・運営の改善を図る。
- ・ 行政相談事案の迅速・的確な処理を行うことにより、行政制度・運営の改善を図るとともに、市町村合併の進展、業務のICT化等に対応し、行政相談に係る国民の利便の向上及び行政相談業務の効率化に取り組む。

### 【具体的施策】

- 各府省の政策評価の実施状況に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見具申
- 経済財政諮問会議から提示された重要対象分野等を踏まえた政策評価の実施の推進
- 国民の安心・安全の確保や行政運営の効率化等の観点からの行政評価・監視の実施
- 行政相談の受付窓口の充実、行政相談委員活動の支援及び広報の充実
- 「苦情・相談ポータルサイト」の効果的実現のための詳細検討

### **(3) 行政の透明性の向上と信頼性の確保**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 行政不服審査法について、関連諸制度や国民意識の変化に対応した必要な見直しを進めることにより、引き続き、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保を図る。
- ・ 国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法の適正かつ円滑な運用を確保し、行政の透明性の向上、信頼性の確保を図る。

#### **【具体的施策】**

- 行政不服審査制度検討会最終報告を踏まえ、行政不服審査法改正に向けた検討の推進
- 情報公開法及び行政機関等個人情報保護法の施行状況調査の実施、総合案内所の運営
- これら各法の趣旨について、行政機関の職員や国民に対する周知徹底

### **(4) 公務員制度改革の推進**

#### **<国家公務員>**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 国家公務員法等改正法の成立等を受けて、能力・実績主義に基づく人事管理の徹底や官民交流の推進などにより、企画立案能力を備えた 21 世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像の実現を目指し、国家公務員制度改革を推進するための取組を引き続き進める。

#### **【具体的施策】**

- 人事評価制度の本格実施に向けた取組
- 官民人事交流の推進など多様な人材の確保・育成への取組
- 退職管理の適正化に資するための早期退職慣行の是正

#### **<地方公務員>**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 能力・実績主義に基づく人事管理の徹底等を内容とした地方公務員法等改正法案を第 166 回国会に提出したところであり、引き続き地方公務員制度改革を推進する。

#### **【具体的施策】**

- 能力・実績主義に基づく人事管理の確立を推進
- 退職管理の適正を確保するための取組を推進

## **(5) 電子政府・電子自治体の推進等**

### **<国>**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 国の行政機関が扱う申請・届出等手続について、オンライン利用率を平成 22 年度までに 50%以上とする。また、ICTを活用した行政運営の簡素化・効率化を実現する。
- ・ 業務・システムの最適化の実施によるシステム運用経費や業務処理時間の削減等効果の可能な限り早期の実現等を図るとともに、政府全体として、業務・システムの共同利用化等更なる最適化を推進する。
- ・ 情報システムの調達について、競争参加機会の拡充等を図るため、随意契約から一般競争入札への移行や分離調達の実施等、戦略的な調達を推進する。

#### **【具体的施策】**

- 添付書類の省略などオンライン利用促進のための制度や手続の見直し・改善の推進
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）や政府認証基盤（GPKI）の着実な運用及び機能拡充等の実施
- 各府省からの最適化の実施状況の報告などを通じて、最適化の進捗状況及び経費削減や業務処理時間削減などの効果の発現状況をモニタリング
- 文書管理業務・システムや職員等利用者認証業務・システムなどの最適化、府省共通システムの基盤機能及び施設・設備の共同利用化
- 「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づき、各府省が作成する調達計画書及び調達仕様書を確認

### **<地方>**

#### **【施策の方向性】**

電子自治体の推進による便利で効率的な行政等の構築を図る。

- ・ 電子自治体の基盤を整備し、地方公共団体の業務改革を推進するとともに、地方公共団体におけるオンライン利用を促進する。
- ・ ICTを活用し、住民と行政とが一体となったまちづくりへの取組を支援するなど、地域協働を促進する。
- ・ 地方公共団体における個人情報保護、情報セキュリティ対策を強化する。

#### **【具体的施策】**

- 住基ネット及び公的個人認証サービスの利活用促進、住基カードの普及促進
- 地方公共団体におけるICTを活用した行政改革の推進
- 「電子自治体オンライン利用促進指針」に基づくオンライン利用の促進
- 電子投票の実施の促進
- 地方税の電子申告等の推進
- 地域情報プラットフォームの普及促進
- ICTを活用した地域産業支援モデルの調査研究の実施
- 情報セキュリティ対策の実効性確保等の推進

## (6) 新たな郵政行政の展開

### 【施策の方向性】

- ・ 国民の利便性の向上の観点から、民営化会社の経営の健全性、公正かつ自由な競争を確保するとともに、郵便局ネットワーク及びサービスの適正な水準を維持し、郵政民営化の確実かつ円滑な実施に取り組む。
- ・ 郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、郵便における競争を促進することにより、サービスの一層の多様化等を実現するための施策を推進する。
- ・ 郵政分野における国際競争力強化の観点から、ユニバーサルサービスを維持しつつ、競争環境下での事業者の積極的な国際展開を可能とするため、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

### 【具体的施策】

- 民営化会社に対する適切な監督業務（許認可等を含む）
- 民営化後の郵便局ネットワーク及びサービスに係る適正な水準に関する検討
- 郵政民営化の状況や諸外国の動向を踏まえた新たな郵便・信書便制度の在り方の検討
- UPUナイロビ大会議における世界郵便戦略策定・条約改正、郵政分野に係るインド等関係国の制度環境整備等への積極的対応

## 2. 地方分権の推進

- ・ 国と地方の役割分担や責任分野を明確化するとともに、地方が責任を持つべき分野について自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権の推進によって、我が国は分権型社会に変革しつつあるが、この流れを確固たるものとするため、新たな地方分権改革の推進により、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。

### (1) 新たな地方分権改革の推進

#### 【施策の方向性】

- ・ 「経済財政改革の基本方針2007」及び地方分権改革推進法に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方を見直すとともに、それに応じ、地方税財源の充実確保の観点から、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に推進する。

#### 【具体的施策】

- 国と地方の役割分担の見直し等を行うための「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向けた取組
- 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の地方の行政体制整備のための方策の検討
- 税源移譲を含めた税源配分の見直しを行い、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実（社会保障等における地方の役割の拡大に対応した税財源の拡充を含む）
- 地方間の税源の偏在の是正
- 「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となるような税制上の方策の実現
- 安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源総額の充実確保
- 公的資金補償金免除の繰上償還等の着実な実施
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化の推進
- 公営企業金融公庫の廃止と地方公営企業等金融機構への確実な承継
- 新たな地方分権時代に向けて、地域力の創造と新たな地域経営を担う人材育成の推進

### (2) 市町村合併の推進とその後の新たな基礎自治体像の構築等

#### 【施策の方向性】

- ・ 市町村合併の更なる推進を図るとともに、市町村合併の進展等を踏まえ、分権型社会の担い手にふさわしい人材育成を進めるなど、合併市町村等において円滑な行財政運営が行われるよう必要な支援を行う。あわせて、市町村合併の進展に伴う新たな基礎自治体像の検討を行う。

**【具体的施策】**

- 合併新法等に基づく合併支援及び旧法下で合併した市町村に対する着実な支援
- 合併が実現していない市町村についての個別事例を踏まえた具体的な合併推進方策の研究
- あるべき基礎自治体の役割と組織・体制の検討を踏まえた合併推進方策の研究
- 合併市町村の新しいまちづくりや合併推進に関する広報啓発の実施
- 合併市町村等における職場研修の実施や人事評価の導入等に当たって、アドバイザーの派遣等による総合的な人材育成支援

### 3. 元気のある地域づくり

- ・ 地域が活力をもち、新たな時代に対応した「魅力ある地域」に生まれ変わるよう、安心できる社会の構築を図るとともに、地域の活性化のための支援を行う。
- ・ 地域において、誰もがICTを利活用できる環境を整備し、地域の活性化や各種課題の解決を図るため、「ユビキタス・コミュニティ構想」などを推進する。

#### (1) 地域の活性化

##### 【施策の方向性】

人口減少社会というこれまで経験したことのない状況の中で、地域が活力をもち、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう、頑張る地方応援プログラムの充実強化、時代に対応した新たな過疎対策の検討、都市から地方への移住・交流の促進、地域コミュニティの再生、地域における多文化共生の推進、中心市街地の活性化などについて、関係府省との連携を深め、地域における成長力の向上を目指しつつ、安心できる社会の構築を図るとともに、地域の活性化のための支援を行う。

##### 【具体的施策】

- 地域の活力の創出を支援する組織を新設し、地域の活性化を強力に推進する体制を整備
- 「頑張る地方応援プログラム」に基づき、財政支援等を展開するとともに、総務省職員の派遣、先進市町村等の人材の紹介・派遣、新たな研修の実施など、地域人材の活性化・育成を支援
- 過疎地域自立促進特別措置法の期限切れ（平成21年度末）を控えた、時代に対応した新たな過疎対策の検討
- 都市から地方への移住・交流の促進のため、空き家活用等によるU・Iターン者対策、集落の活性化、官民連携による移住・交流の受け入れ体制の整備等を推進
- 地域コミュニティ活動の活性化の観点からの、自治会等をはじめとする活動主体の連携・協力の場の構築支援
- 都市の子供が農山漁村で自然体験等を行う形での、都市・農山漁村の教育交流における都市と農山漁村の連携体制の構築等を通じた農山漁村コミュニティの再生等
- 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供など地方公共団体等が外国人住民に対し行う情報提供、防災ネットワークの整備に向けた関係機関との連携体制構築等の支援
- ベンチャー・ファンド形成事業による地域経済の活性化や地域における雇用増大等の支援等地域経済の成長力向上への支援
- 第三セクターの経営改革に関する地方公共団体の取組への支援の充実
- 公立病院の経営健全化と医師確保のため、公立病院改革ガイドラインを踏まえ、病院事業を実施する地方公共団体における「公立病院改革プラン」の策定とその実施を促進

- 「緊急医師確保対策」及び「新医師確保総合対策」に基づく自治医科大学における暫定的な定員増、緊急臨時的医師派遣システムの構築、病院医師等の働きやすい職場環境の整備等による地域医療提供体制の確保

## **(2) 地域のユビキタスネット化等の促進**

### **【施策の方向性】**

- ・ 地域において、誰もがICTを利活用できる環境を整備し、地域の活性化や各種課題の解決を図るため、ICTの利活用を促進するとともに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消、地上デジタル放送への全面的な移行に向けた支援、ICTを活用し住民と行政とが一体となったまちづくりへの取組の支援などの施策を推進する。

### **【具体的施策】**

- 「ユビキタス・コミュニティ構想」により地域の再生を図るため、ICTの利活用を通じて自律的解決を促進する「地域ICT利活用モデル」の構築及びその全国的な普及促進
- 地域の活力を高める地域情報プラットフォームの普及促進
- 情報通信基盤の整備に取り組む地方公共団体等に対する支援等
- 中継局の整備及び辺地共聴施設のデジタル化に対する支援等
- ICTを活用した地域産業支援モデル調査研究の実施
- 地域ICT人材の育成支援
- 地域公共アプリケーションに係る標準仕様の検討

## II ICT分野の国際競争力強化

- ・ 「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月20日)を踏まえ、ICT産業の国際競争力強化・ICTを通じた生産性向上により、人口減少社会下の我が国経済の新たな成長トレンドへの移行を図る。
- ・ 平成23年完全デジタル元年に向け、ICT分野の構造改革を加速化し、多様なサービスの展開を通じ利用者利便の向上を図る。
- ・ デジタル・ディバイドの解消や、社会経済のあらゆる場面でのICT利用促進、利用環境整備を図ることにより「ユビキタスネット社会」の実現を目指す。

### (1) 国際競争力強化

#### 【施策の方向性】

- ・ 「ICT国際競争力強化プログラム」(平成19年5月22日)に基づき、ICT産業の国際競争力を強化する。このため、平成20年1月を目途に「ユビキタス特区」を創設するとともに、「ジャパン・イニシアチブ・プロジェクト」や我が国発の技術の国際標準化活動、ICT人材の育成、ソフトパワーの強化、ICT産業の国際展開支援等を推進する。
- ・ 我が国産業の生産性を向上させるため、「ICT生産性加速プログラム」(平成19年6月20日)を着実に推進する。

#### 【具体的施策】

- 電波の二次取引制度の拡大を検討するとともに、ユビキタス特区に関する要望を募集
- 新世代ネットワーク基盤技術等に関する研究開発
- 戦略的な国際標準提案の強化、国際標準人材の育成・活用等
- トップレベルの高度ICT人材育成支援の検討・推進等
- 映像国際放送の充実及びコンテンツ流通の促進
- 国際機関、諸外国との連携・協力、海外に対する情報発信の強化等
- ASP、SaaS等の普及促進のための環境整備等

### (2) ICT分野の構造改革の促進

#### 【施策の方向性】

- ・ 利用者の視点に立ったICT分野の構造改革を加速し、その利便性向上を図る。
- ・ NHK改革を推進する。
- ・ 通信市場における競争の促進を図るため、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日)を着実に推進する。
- ・ 通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において検討を進める。
- ・ コンテンツ制作とそのマルチユースを促進する。
- ・ 電波利用料の見直しを進める。

#### 【具体的施策】

- NHKに対して、公共放送として国民視聴者に信頼される体制を確立するため、可能な限り早期に自らの経営改革プランを作成するなど徹底した取組を要求
- 公正競争ルールの整備、モバイルビジネスの活性化策の展開等
- 研究会において本年12月を目途に最終報告書を作成し、通信・放送の総合的な法体系の基本的枠組みの骨子を提示
- 「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」を次期通常国会に向けて検討
- 電波利用共益事務の内容を再検討するとともに、利用料額の在り方等について検討

### **（３）情報通信に係る国際戦略体制の抜本的強化**

#### 【施策の方向性】

- ・ ICT産業の国際競争力強化や通信・放送の融合・連携への対応を総合的・戦略的に進めるため、情報通信に係る国際戦略体制を抜本的に強化する。

#### 【具体的施策】

- スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、総合戦略及び国際競争力強化を積極的に推進する局を新設

### **（４）完全デジタル化に向けたユビキタスネットワークの整備**

#### 【施策の方向性】

- ・ 地理的デジタル・ディバイドを解消するため、地域の知恵と工夫を活かしたICT基盤整備を推進する。
- ・ 地上デジタル放送への全面的な移行に向け、移行完了のための送受信環境の整備及びアナログ放送終了対策等を推進する。

#### 【具体的施策】（一部再掲）

- 情報通信基盤の整備に取り組む地方公共団体等に対する支援等
- デジタル中継局の整備支援等の推進及びアナログ放送終了に向けた実証研究

### **（５）ICT利活用の高度化、利用環境整備**

#### 【施策の方向性】

ICTの利活用によって、我が国が抱える様々な社会的課題に対応し、また、安心してICTを利活用できる環境を整備する。

- ・ 就業や医療の分野において、ICTの高度利活用による課題解決を図る。
- ・ ICTの利活用による地域の諸問題の自律的解決を通じて活力ある地域産業・社会の確立を目指す「ユビキタス・コミュニティ構想」を推進する。また、交通や行政など、他の社会活動においても、先進的なICT利活用の取組を推進する。
- ・ ICTの高度利活用等を通じて、環境立国への貢献を図る。

- ・ 巧妙化・悪質化する迷惑メールへの対策について、特定電子メール法の見直しを含め、全般的に検討を行う。
- ・ ICTの利活用における安心・安全を確保するため、ネットワークのセキュリティ高度化・セキュリティ脅威への対処及び災害情報通信システムの研究開発を推進する。
- ・ 電気通信サービスのトラブル防止のため、消費者問題・不適正利用に関する調査研究・情報提供を推進する。
- ・ 教育改革に向けたICT利活用のための環境整備を進める。

**【具体的施策】**（一部再掲）

- テレワーク共同利用型システムの実証実験等を推進
- 地域情報プラットフォームの普及促進
- 「地域ICT利活用モデル」の構築及びその全国的な普及促進、高度道路交通システム（ITS）及び電子政府・電子自治体の推進
- 環境センシングネットワークに関する調査研究の推進
- 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において、検討を行い、次期通常国会への法案提出も含め平成20年10月までに措置
- 災害情報通信システムの研究開発等の推進
- 情報漏えい被害を最小化する管理技術及びボットプログラム感染対策技術の開発等
- 電気通信の消費者保護のため、電気通信モニター制度等を推進
- 地域公共ネットワークの整備等への支援やフィルタリング（有害サイトアクセス制限）の普及促進、ネット安心利用講座（e-ネットキャラバン）等の推進

## **（6）技術戦略の推進**

**【施策の方向性】**

- ・ 国際競争力強化のため、強化重点分野の研究開発を推進する
- ・ イノベーションの創出に向け、社会還元加速プロジェクトを推進する。
- ・ 独創性・新規性に富む基礎的研究開発を推進する。
- ・ 国際標準化活動を強化する。

**【具体的施策】**

- 新世代ネットワーク技術、次世代移動通信システム、ユビキタス・プラットフォーム技術、超高臨場感映像システムの研究開発及びワイヤレスブロードバンドの推進
- 高度道路交通システム（ITS）及び自動音声翻訳技術等の研究開発
- 競争的資金による若手研究者への支援強化及び先端技術開発環境の整備
- 戦略的な国際標準提案の強化等

### Ⅲ 経済社会の基盤としての安心・安全の確立

#### 1. 国民の安心・安全の確保

- ・ 国民の安心と安全の確保は安定した経済成長の基盤である。我が国の優位性である安心・安全を維持向上させていくため、大規模地震・大規模災害に対する備えや消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。
- ・ 恩給の適切な支給に努めるとともに、より一層の受給者サービスの向上を図る。
- ・ 公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の提供を推進する。

##### (1) 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

###### 【施策の方向性】

- ・ 自衛消防組織の設置や大規模地震に対応した消防計画の作成の義務づけを内容とする消防法の改正を受け、民間事業所における自衛消防力の確保を促進する。
- ・ 切迫する大地震に備えるための施策を積極的に推進する。
- ・ 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制を充実強化するとともに、航空機の利活用による被災地の情報の収集能力を向上させる。

###### 【具体的施策】

- 消防計画のガイドラインの策定、自衛消防体制の整備促進等
- 公共施設の耐震化、家具の転倒防止対策等の促進
- 緊急消防援助隊の充実と部隊運用の強化
- ヘリコプターの利活用による被災地情報の収集能力の向上
- 原子力施設における消防との連携による防火安全対策の充実強化

##### (2) 消防防災・危機管理体制の強化

###### 【施策の方向性】

- ・ 消防の広域化や消防団員確保の取組の強化により消防防災体制を強化する。
- ・ 大規模な自然災害、テロ、武力攻撃事態等あらゆる危機に対応するための体制を強化する。

###### 【具体的施策】

- 市町村の広域消防運営計画作成の促進・支援等により、消防の広域化を積極的に推進
- 消防団員確保の取組の強化・自衛消防組織や自主防災組織等との連携の強化
- 地方公共団体における総合的な危機管理体制の構築
- 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備等による国民保護体制の充実強化
- 消防救急無線のデジタル化の促進

### **(3) 火災予防対策等の積極的推進・消防防災科学技術の向上**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 近年、小規模な建築物など安全性が確保されていない建築物の火災により大きな人的被害が生じているため、これらの建築物における防火安全対策を推進する。
- ・ 危険物施設における事故件数の増加を踏まえ、危険物施設の保安体制や事故の原因調査等、安全対策の在り方について制度全般の見直しに取り組む。
- ・ ユビキタスやブロードバンドなど最新ICTを活用し、消防防災科学技術の向上を推進する。

#### **【具体的施策】**

- 住宅用火災警報器の設置促進等による住宅防火対策の推進
- 危険物施設の事故に係る原因調査・安全対策の充実強化
- 小規模建築物等の安全性確保のための重点的な違反是正等による防火安全対策の推進
- 消防防災科学技術の高度情報化のための研究開発の推進
- 産学官の連携による実践的な研究開発の推進

### **(4) 地域防災力の強化・救急救命の充実と高度化**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 地域防災力の維持・向上を図るため、自主防災組織の充実強化、地域安心安全ステーションの全国展開等、地域に根ざした防災活動を促進する。
- ・ 真に緊急を要する傷病者に対する迅速な対応が可能な救急体制の整備を促進するとともに、いつでも・どこでも・誰でも効果的な応急手当を行うことのできる社会の形成を目指す。

#### **【具体的施策】**

- 消防団、自衛消防組織及び自主防災組織等の活性化による地域防災力の強化
- トリアージ（緊急度・重症度の選別）の実用化に向けた検討の実施
- 救急車の適正利用の促進
- AEDの普及促進、救命講習の充実と受講の促進
- 新型インフルエンザ対策の推進

### **(5) ICTを活用した安心・安全な社会の実現**

#### **【施策の方向性】**

- ・ ICTの利活用における安心・安全を確保するため、ネットワークのセキュリティ高度化・セキュリティ脅威への対処及び災害情報通信システムの研究開発を推進する。
- ・ インターネットの安心・安全利用に資する環境整備を行う。

#### 【具体的施策】（一部再掲）

- 災害情報システムの研究開発等の推進及び I P ネットワークにおける事故分析・対策等に関する調査研究の実施
- 情報漏えい被害を最小化する管理技術及びボットプログラム感染対策技術の開発等
- フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の普及促進、ネット安心利用講座（e-ネットキャラバン）等の推進
- 子供の登下校時の防犯対策、独居高齢者対策など I C T 技術を活用した見守りシステムの普及促進
- 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において、検討を行い、次期通常国会への法案提出も含め平成 20 年 10 月までに措置

### **（6）受給者の生活を支える恩給の支給**

#### 【施策の方向性】

- ・平成 19 年恩給法改正により導入された年額水準の自動改定措置等に基づき、恩給の適切な支給に努める。
- ・恩給受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、より一層の受給者サービスの向上を図る。

#### 【具体的施策】

- 恩給の適切な支給
- 電話相談業務の充実

### **（7）統計の体系的な整備・提供**

#### 【施策の方向性】

- ・産業構造の変化等に対応した統計整備を進めるなど、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。
- ・政府統計に係る業務・システムの最適化を進め、経費・業務の簡素化・合理化、利便性の向上を図る。

#### 【具体的施策】

- 新統計法の全面施行に向けた所要の準備の着実な実施
- 全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの創設
- サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる統計の創設
- 国勢調査の調査方法等の見直し
- 平成 20 年住宅・土地統計調査の実施
- 各府省等が共同して利用可能な政府統計共同利用システムの構築
- 「公共サービス改革基本方針（改定）」（平成 18 年 12 月 22 日閣議決定）等に基づく指定統計調査の民間開放の推進

## **2. 年金記録への信頼回復**

- ・ 年金記録確認第三者委員会及び年金業務・社会保険庁監視等委員会における様々な取組を通じて、年金記録に対する国民の信頼回復を図る。

### **(1) 年金記録の確認**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 年金記録に対する国民の信頼回復を図るため、中央と地方（全国に50か所）の年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）において、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示す。

#### **【具体的施策】**

- 第三者委員会による年金記録に係る苦情のあっせん案の作成及びこれを踏まえた社会保険庁に対するあっせんの実施
- 第三者委員会において申立ての受付、確認等を適正に行っていくための体制の確保
- 第三者委員会の趣旨、活動内容等を国民に理解していただくための広報の充実

### **(2) 年金記録問題への対応策や社会保険庁改革の進捗状況の監視等**

#### **【施策の方向性】**

- ・ 年金記録に対する国民の信頼回復のため、年金業務・社会保険庁監視等委員会（以下「監視等委員会」という。）において、年金記録問題への対応策の実施状況や社会保険庁の業務の執行状況について監視等を行うことにより、対応策の着実な実施及び業務の適正かつ確実な執行を図る。

#### **【具体的施策】**

- 年金記録問題への対応策（年金記録の名寄せ、加入履歴の通知、コンピュータの記録と台帳の突合等）や社会保険庁の業務の実施状況について、監視等委員会は、社会保険庁からの報告を常時聴取し、調査審議
- 審議結果を踏まえ、監視等委員会による総務大臣への意見具申
- 総務大臣は、監視等委員会の意見を踏まえ、必要な場合には、厚生労働大臣又は社会保険庁長官に勧告